(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2020-111334 (P2020-111334A)

(43) 公開日 令和2年7月27日(2020.7.27)

(51) Int.Cl. **B65D 35/32 (2006.01**

F I B 6 テーマコード (参考)

B 6 5 D 35/32

3E065

B65D 35/28

(2006.01) (2006.01)

B 6 5 D 35/28

В

審査請求 未請求 請求項の数 3 OL (全 9 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 特願2019-1008 (P2019-1008) 平成31年1月8日 (2019.1.8) (71) 出願人 313004403

株式会社フジシール

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番9号

(74)代理人 110000729

特許業務法人 ユニアス国際特許事務所

(72) 発明者 田窪 陽子

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番9号

株式会社フジシール内

(72) 発明者 ▲高▼野 忠

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番9号

株式会社フジシール内

Fターム(参考) 3E065 AA02 BA11 FA11 JA25

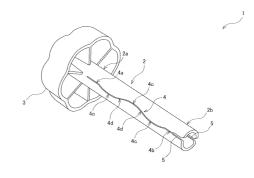
(54) 【発明の名称】治具

(57)【要約】

【課題】 包装体を棒状体に巻き付ける際に、包装体がスリットから抜け出すことを抑制することができる治具を提供する。

【解決手段】 治具は、包装体から内容物を出すために 用いられる治具において、棒状体を備え、棒状体は、長 手方向に延びるスリットを備え、スリットは、屈曲部を 備える。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】

【請求項1】

包装体から内容物を出すために用いられる治具において、

棒状体を備え、

前記棒状体は、長手方向に延びるスリットを備え、

前記スリットは、屈曲部を備える、治具。

【請求項2】

前記スリットの幅は、前記屈曲部で、狭くなる、請求項1に記載の治具。

【請求項3】

前記スリットは、隙間を有して対面する一対の対面部を備え、

前記一対の対面部のうち、少なくとも一方は、少なくとも前記屈曲部において、凹凸状に形成される、請求項1又は2に記載の治具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、治具に関する。

【背景技術】

[0002]

従来、例えば、治具は、棒状体を備えており、棒状体は、長手方向に延びるスリットを備えている(例えば、特許文献1~5)。斯かる治具においては、包装体がスリットに挿入され、その後、棒状体が回転され、包装体が棒状体に巻き付けられることによって、包装体の内容物が絞り出される。

[0003]

ところで、特許文献 1 ~ 5 に係る治具においては、スリットは、直線状に延びている。なお、特許文献 1 に係る治具のスリットは、スリットの幅が広くなる幅広部を有しているものの、スリットの中心は直線状のままである。したがって、特許文献 1 ~ 5 に係る治具においては、包装体を棒状体に巻き付ける際に、包装体がスリットから滑って抜け出す場合がある。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【特許文献 1 】 実用新案登録第 3 1 1 2 1 5 1 号公報

【特許文献2】実開昭48-46043号公報

【特許文献3】実開昭49-79546号公報

【特許文献4】実公昭52-47632号公報

【特許文献5】実公昭53-48198号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

そこで、課題は、包装体を棒状体に巻き付ける際に、包装体がスリットから抜け出すことを抑制することができる治具を提供することである。

【課題を解決するための手段】

[0006]

治具は、包装体から内容物を出すために用いられる治具において、棒状体を備え、前記棒状体は、長手方向に延びるスリットを備え、前記スリットは、屈曲部を備える。

[0007]

また、治具においては、前記スリットの幅は、前記屈曲部で、狭くなる、という構成で もよい。

10

20

2(

30

40

[0008]

また、治具においては、前記スリットは、隙間を有して対面する一対の対面部を備え、前記一対の対面部のうち、少なくとも一方は、少なくとも前記屈曲部において、凹凸状に形成される、という構成でもよい。

【図面の簡単な説明】

[0009]

- 【図1】図1は、蓋付き包装体の全体斜視図である。
- 【図2】図2は、図1の蓋付き包装体の全体分解斜視図である。
- 【図3】図3は、一実施形態に係る治具の全体斜視図である。
- 【図4】図4は、同実施形態に係る治具の全体正面図である。
- 【図5】図5は、図4のV領域拡大図である。
- 【図6】図6は、図5のVI領域拡大図である。
- 【図7】図7は、同実施形態に係る治具の使用方法を説明する斜視図である。
- 【図8】図8は、同実施形態に係る治具の使用方法を説明する斜視図である。
- 【図9】図9は、同実施形態に係る治具の使用方法を説明する斜視図である。
- 【図10】図10は、同実施形態に係る治具の使用方法を説明する斜視図である。
- 【図11】図11は、図10のXI・XI線拡大断面図である。
- 【図12】図12は、他の実施形態に係る治具の要部正面図である。

【発明を実施するための形態】

[0010]

以下、治具における一実施形態について、図1~図11を参照しながら説明する。なお、各図(図12も同様)において、図面の寸法比と実際の寸法比とは、必ずしも一致しておらず、また、各図面の間での寸法比も、必ずしも一致していない。

[0011]

ここで、治具の各構成を説明するのに先立って、治具が用いられる包装体について説明する。なお、包装体の構成は、特に限定されない。例えば、図1及び図2に示す包装体11は、本実施形態に係る治具に用いられる包装体11の一例であって、所謂、パウチ包装体である。したがって、包装体11は、斯かる構成に限定されないことは勿論である。

[0012]

図1及び図2に示すように、蓋付き包装体10は、内容物が収容される包装体11と、包装体11に装着される蓋体12とを備えている。包装体11は、内容物が収容される本体部11aと、本体部11aに固定される筒状部11bとを備えている。そして、蓋体12は、筒状部11bを封止している。なお、本体部11aに収容される内容物は、特に限定されず、例えば、液体、固体、又は、それらの混合体でもよい。

[0013]

蓋体12は、外方に突出する突出部12aを備えている。そして、蓋体12に力を加えて、筒状部11bに対して蓋体12を周方向に回転させることにより、蓋体12は、筒状部11bから取り外すことができる。これにより、筒状部11bから内容物を出すことができる。

[0014]

図3及び図4に示すように、本実施形態に係る治具1は、長手方向に延びる棒状体2と、棒状体2の第1端部2aに固定され、握られる操作部3とを備えている。そして、治具1は、包装体11(図1及び図2参照)から内容物を絞り出すために用いられる。

[0015]

操作部3は、棒状体2に大きな力を加えることができるように、棒状体2よりも大きな幅を有している。なお、操作部3の構成は、特に限定されない。例えば、操作部3は、棒状体2に着脱可能に構成されていてもよい。また、操作部3は、特に、設けられておらず、治具1は、棒状体2の端部2a(2b)を握って操作される、という構成でもよい。

[0016]

本実施形態においては、棒状体2は、断面が円形で、且つ、中空状である筒状に形成さ

10

20

30

40

れている。即ち、棒状体2は、円筒状に形成されている。なお、棒状体2の形状は、長手方向に延びている構成であれば、特に限定されない。例えば、棒状体2は、断面が多角形又は楕円形に形成されていてもよい。また、例えば、棒状体2は、中空ではなく、中が充たされる(後述するスリットを除く)柱状に形成されていてもよい。

[0017]

棒状体2は、長手方向に延びるスリット4を備えている。スリット4は、棒状体2の第2端部2bから第1端部2aに向けて延びている。そして、スリット4の第1端部(「第1スリット端部」ともいう)4aは、閉塞されており、スリット4の第2端部(「第2スリット端部」ともいう)4bは、開放されている。なお、スリット4は、棒状体2に一つだけ備えられている。なお、スリット4の個数は、特に限定されない。

[0018]

また、棒状体2は、第2端部2bに、蓋体12(図1及び図2参照)を蓋体12の周方向で引っ掛ける引掛部5を備えている。引掛部5の構成は、特に限定されないが、例えば、引掛部5は、蓋体12の突出部12a(図1及び図2参照)を挿入するための一対の溝とすることができる。

[0019]

なお、一方の引掛部5は、第2スリット端部4bの一部を構成している。そして、第2スリット端部4bのうち、引掛部5の幅は、他の部分の幅よりも、広くなっている。また、棒状体2の第2端部2bは、蓋体12と嵌合可能に構成されている。

[0020]

スリット4は、棒状体2の周方向に凹凸となる屈曲部4cと、屈曲部4c,4c間に配置される中間部4dとを備えている。屈曲部4cは、湾曲して形成されている。そして、中間部4dは、棒状体2の長手方向と交差するように延びており、第1及び第2スリット端部4a,4bは、棒状体2の長手方向と平行となるように延びている。

[0021]

なお、本実施形態においては、屈曲部4cは、三つ備えられているが、屈曲部4cの個数は、特に限定されない。また、複数の屈曲部4cの形状は、それぞれ同じでもよく、また、それぞれ異なっていてもよい。例えば、複数の屈曲部4cの曲率半径は、それぞれ同じでもよく、また、異なっていてもよい。

[0022]

図5に示すように、スリット4は、隙間を有して対面する一対の対面部4e,4fを備えている。一対の対面部4e,4fは、棒状体2の周方向に凸状となる凸部4gと、棒状体2の周方向に凹状となる凹部4hとを備えている。そして、一方の対面部4e(4f)の凸部4gと他方の対面部4f(4e)の凹部4hとが対面することによって、屈曲部4cが形成されている。なお、屈曲部4cは、スリット4の中心4iが屈曲するように、形成されている。

[0023]

ところで、スリット4の幅W1,W2は、屈曲部4cで、狭くなっている。具体的には、屈曲部4cの頂部の幅W1は、中間部4dの中央の幅W2よりも、狭くなっている。なお、スリット4の幅W1,W2は、特に限定されないが、例えば、包装体11(図1及び図2参照)のうち、スリット4に挿入される部分の厚みが0.5mmである場合には、スリット4の幅W1,W2は、例えば、1.2mm以下とすることが好ましく、1.0mm以下とすることがさらに好ましく、0.7mm以下とすることが非常に好ましい。

[0024]

また、図6に示すように、対面部4e,4fは、凹凸状に形成される凹凸部4jと、平坦状に形成される平坦部4kとを備えている。そして、凹凸部4jは、屈曲部4cに配置されている。なお、凹凸部4jの形状は、特に限定されないが、本実施形態においては、凹凸部4jは、棒状体2の径方向に延びる複数の凸条が並列されることによって、形成されている。

[0025]

10

20

30

10

20

30

40

50

なお、治具1の材質は、特に限定されない。治具1は、例えば、硬質の合成樹脂で形成されてもよく、また、例えば、金属で形成されてもよい。要するに、治具1は、剛性を有していればよい。なお、棒状体2に大きな力が加えられた際に、棒状体2の第2端部2b側の対面部4e,4fが近づいたり離れたりするように、棒状体2が若干の弾性を有していてもよい。

[0026]

本実施形態に係る治具1の構成については以上の通りであり、次に、本実施形態に係る 治具1の使用方法について、図7~図11を参照しながら説明する。

[0027]

まず、図7に示すように、棒状体2の第2端部2bに、蓋体12が挿入されることによって、棒状体2の引掛部5に、蓋体12の突出部12aが挿入される。そして、治具1が棒状体2(及び蓋体12)の周方向に回転される。これにより、引掛部5が棒状体2(及び蓋体12)の周方向で突出部12aに引っ掛かるため、棒状体2と蓋体12とが一体となって回転する。

[0028]

そして、棒状体2の第2端部2bが蓋体12と嵌合しているため、図8に示すように、 治具1が包装体11から離されることにより、蓋体12は、包装体11から取り外される 。このように、蓋体12を包装体11から容易に取り外すことができる。なお、操作部3 (図3及び図4参照)を握って操作することにより、例えば、小さな力で蓋体12を包装 体11から取り外すことができる。

[0029]

そして、棒状体2の第2端部2bから蓋体12を取り外し、図9に示すように、包装体11の端部が、棒状体2の第2端部2bから、スリット4に挿入される。このとき、第2スリット端部4bのうち、先端の引掛部5が幅広であり、さらに、第2スリット端部4bが、棒状体2の長手方向と平行となるように延びているため、包装体11の端部をスリット4に容易に挿入することができる。

[0030]

しかも、屈曲部4cが湾曲して形成されているため、包装体11の端部がスリット4に 円滑に案内される。これにより、包装体11の端部をスリット4に容易に挿入することが できる。なお、包装体11がスリット4に挿入された後に、蓋体12が、棒状体2の第2 端部2bに取り付けられてもよい。これにより、包装体11がスリット4の第2スリット 端部4bから抜け出ることを抑制することができる。

[0031]

その後、棒状体2が周方向に回転され、図10に示すように、包装体11が棒状体2の外周に巻き付けられる。これにより、包装体11の内容物を絞り出すことができる。このとき、スリット4が屈曲部4cを備えているため、包装体11が屈曲部4cで滑ることを抑制することができている。

[0032]

そして、屈曲部4cの幅W1(図5参照)が狭くなっているため、包装体11は、屈曲部4cで確実に挟持される。しかも、屈曲部4cにおいては、対面部4e,4f(図5及び図6参照)が凹凸部4j(図6参照)を備えているため、包装体11が屈曲部4cで滑ることを効果的に抑制することができている。これにより、包装体11が棒状体2に巻き付けられる際に、包装体11がスリット4から抜け出すことを効果的に抑制することができている。

[0033]

ところで、包装体11が棒状体2に巻き付けられる際に、棒状体2は、包装体11から締め付けられるような力を受ける。そして、スリット4が一つだけ備えられており、棒状体2が若干の弾性を有している場合には、図11に示すように、棒状体2の第2端部2b側の対面部4e,4fが近づくように、棒状体2が弾性変形する。これにより、一対の対面部4e,4fが包装体11を強固に挟持することができる。

[0034]

以上より、本実施形態に係る治具1は、包装体11から内容物を出すために用いられる治具1において、棒状体2を備え、前記棒状体2は、長手方向に延びるスリット4を備え、前記スリット4は、屈曲部4cを備える。

[0035]

斯かる構成によれば、スリット4に包装体11が挿入された状態で、棒状体2が回転されることによって、包装体11が棒状体2に巻き付けられる。このとき、スリット4が屈曲部4cを備えているため、包装体11が屈曲部4cで滑ることを抑制することができる。これにより、包装体11を棒状体2に巻き付ける際に、包装体11がスリット4から抜け出すことを抑制することができる。

[0036]

また、本実施形態に係る治具1においては、前記スリット4の幅W1,W2は、前記屈曲部4cで、狭くなる、という構成である。

[0037]

斯かる構成によれば、スリット4の幅W1,W2が、屈曲部4cで狭くなっているため、包装体11は、屈曲部4cで確実に挟持される。これにより、包装体11が屈曲部4cで滑ることを効果的に抑制することができる。したがって、包装体11を棒状体2に巻き付ける際に、包装体11がスリット4から抜け出すことを効果的に抑制することができる

[0038]

また、本実施形態に係る治具1においては、前記スリット4は、隙間を有して対面する一対の対面部4e,4fを備え、前記一対の対面部4e,4fのうち、少なくとも一方(本実施形態においては、両方の対面部4e,4f)は、少なくとも前記屈曲部4cにおいて、凹凸状に形成される、という構成である。

[0039]

斯かる構成によれば、屈曲部4cにおいて、一対の対面部4e,4fのうち、少なくとも一方が、凹凸状に形成されているため、包装体11が屈曲部4cで滑ることを効果的に抑制することができる。これにより、包装体11を棒状体2に巻き付ける際に、包装体11がスリット4から抜け出すことを効果的に抑制することができる。

[0040]

なお、治具1は、上記した実施形態の構成に限定されるものではなく、また、上記した作用効果に限定されるものではない。また、治具1は、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得ることは勿論である。例えば、下記する各種の変更例に係る構成や方法等を任意に一つ又は複数選択して、上記した実施形態に係る構成や方法等に採用してもよいことは勿論である。

[0041]

(1)上記実施形態に係る治具1においては、屈曲部4cは、湾曲して形成されている、という構成である。しかしながら、治具1は、斯かる構成に限られない。例えば、図12に示すように、屈曲部4cは、屈折して形成されている、即ち、角状に形成されている、という構成でもよい。斯かる構成によれば、包装体11を棒状体2に巻き付ける際に、例えば、屈曲部4cが包装体11を引っ掛けることができる。

[0042]

(2)また、上記実施形態に係る治具1においては、スリット4の幅W1,W2は、屈曲部4cで、狭くなっている、という構成である。しかしながら、治具1は、斯かる構成が好ましいものの、斯かる構成に限られない。例えば、図12に示すように、屈曲部4cの幅W1は、中間部4dの幅W2と、同じである、という構成でもよい。また、例えば、屈曲部4cの幅W1は、中間部4dの幅W2よりも、広い、という構成でもよい

[0043]

(3)また、上記実施形態に係る治具1においては、屈曲部4cにおいて、両方の対面部 4e,4fが、凹凸状に形成されている、という構成である。しかしながら、治具1は、 10

20

30

40

10

20

斯かる構成に限られない。例えば、屈曲部4cにおいて、両方の対面部4e,4fが、凹凸状に形成されていなくてもよいし、一方の対面部4e(4f)だけが、凹凸状に形成されている、という構成でもよい。

[0044]

(4)また、上記実施形態に係る治具1においては、対面部4e,4fのうち、屈曲部4cの部分だけが、凹凸状に形成されている、という構成である。しかしながら、治具1は、斯かる構成に限られない。例えば、対面部4e,4fのうち、中間部4dの部分だけが、凹凸状に形成されている、という構成でもよい。また、例えば、対面部4e,4fの全体が、凹凸状に形成されている、という構成でもよい。

[0045]

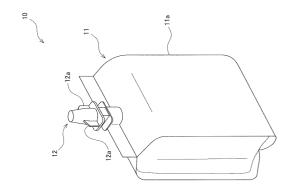
(5)また、上記実施形態に係る治具1においては、第1スリット端部4aは、閉塞され、第2スリット端部4bは、開放されている、という構成である。しかしながら、治具1は、斯かる構成が好ましいものの、斯かる構成に限られない。例えば、第1スリット端部4a及び第2スリット端部4bの両方が、閉塞されている、という構成でもよい。

【符号の説明】

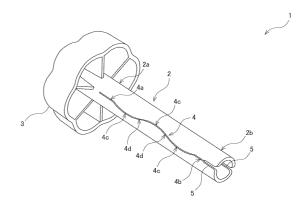
[0046]

1 治具、2 棒状体、2 a 第1端部、2 b 第2端部、3 操作部、4 スリット、4 a 第1スリット端部、4 b 第2スリット端部、4 c 屈曲部、4 d 中間部、4 e 対面部、4 f 対面部、4 g 凸部、4 h 凹部、4 i 中心、4 j 凹凸部、4 k 平坦部、5 引掛部、10 蓋付き包装体、11 包装体、11 a 本体部、11 b 筒状部、12 蓋体、12 a 突出部

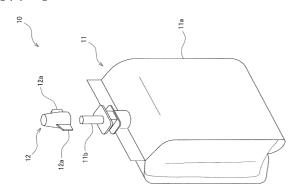
【図1】



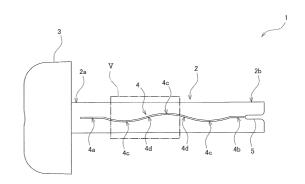
【図3】



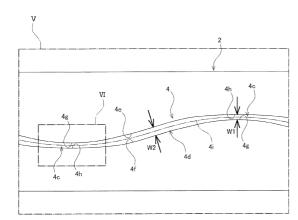
【図2】



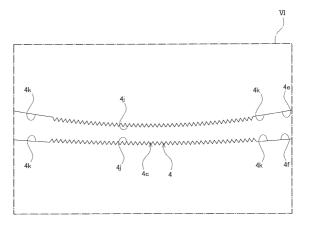
【図4】



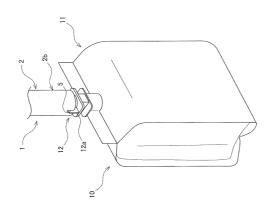
【図5】



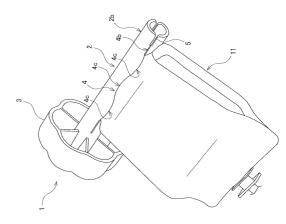
【図6】



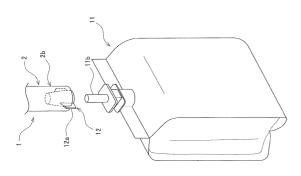
【図7】



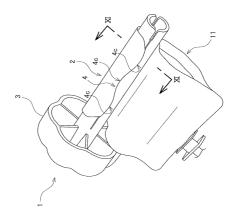
【図9】



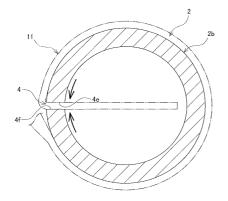
【図8】



【図10】



【図11】



【図12】

